



事務連絡
平成29年6月29日

各

都道府県

保健所設置市

特別区

薬務主管部（局）御中

厚生労働省医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課

化粧品等の適正広告ガイドラインについて

標記について、日本化粧品工業連合会から別添（写）のとおり提出がありましたので、参考まで送付いたします。



2017年6月27日

厚生労働省 医薬・生活衛生局

監視指導・麻薬対策課長 伊澤知法様



日本化粧品工業連合会

会長 小林一俊

「化粧品等の適正広告ガイドライン 2017年版」冊子の送付について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素から、化粧品業界の広告宣伝、表示等薬事関連活動に関しまして格別のご指導を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当連合会では化粧品等の広告表現の適正化と向上を図ることを目的に自主的な活動を推進しており、その一環として2008年（平成20年）3月に「化粧品等の適正広告ガイドライン」を作成し、業界指導を推進しているところです。

当該ガイドラインにつきましては、その後2012年に改正を行いましたが、さらに、厚生労働省及び都道府県で構成される「全国医薬品等広告監視協議会」からのご指導をいただき改正を行い、この度「化粧品等の適正広告ガイドライン 2017年版」として、冊子発行をいたしました。

当連合会では、当該ガイドラインの傘下会員への周知徹底を図り、引き続きその順守を要請するとともに、会員外にも広く周知するために当連合会ホームページに掲載するほか、化粧品等の広告宣伝に係る関係団体等にも配付し、化粧品等の広告表現の適正化を推進して参ります。

つきましては、貴課におかれましても、当該ガイドラインの活用について、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

敬具